

No.	分類	質問・確認内容	回答
1	全般	令和7年度国要綱、令和8年度国要綱がホームページに添付されているが、どういうことか。	令和8年度の補助金、支援金の支給については、令和8年度国要綱に基づき実施します。ただし、対象や交付金額等の条件は変わりません。
2	全般	賃上げ支援事業の支給額について、1薬局あたりの金額であるか。また、所属する同一グループ内の保険薬局の数が1以上5以下（当該保険薬局を含む。）の場合は、145千円に薬局数を乗じた額が支給されるということか。	1薬局あたりの金額となりますが、各薬局で行ったベースアップの取組に対して、最大145千円を支給するというものですので、要した額が145千円を下回る場合は、その金額（千円未満切り捨て）が支給額となります。
3	申請	申請はいつから始まるか。案内は来るか。	未定ですが、申請受付開始は5月下旬となる予定です。 開始時には各薬局に案内を送付させていただきます。 随時、ホームページの情報も更新しておりますので、ご確認ください。
4	申請	申請時点で廃止、休止している薬局は対象となるか。	廃止あるいは休止の保険薬局は対象となりません。
5	申請	令和7年12月から令和8年2月に開設した薬局は申請ができるか。	物価支援は対象となります。 賃上げについては、開設した時点から5月までベースアップを行い、6月にベースアップ評価料の届出を行う場合は対象となります。 その場合は、12～5月の6か月間ではなく、開設日～5月までの期間で補助金を支給することとなります。 (例：令和8年2月1日に開設した場合、開設時点の賃金水準と比較して月額〇円の一時金を最大2ヶ月分として3月に支給し、4～5月は月額〇円のベア等を実施するという方法が考えられます。)
6	事業内容	12～5月分の賃上げを5月に一時金として支払うことはできるか。	できません。一時金は直ちに給与改定ができない場合の措置であり、4か月分（12～3月分）が上限ですので、4、5月はベースアップしていることが条件となります。
7	事業内容	12～5月中に新規採用した職員、退職した職員も事業の対象に含めるか。	採用月から（退職月まで）の分については可能です。 基本給の引き上げ分は、採用月～5月分（12月～退職月）、一時金は採用月～3月（12月～退職月、遅くとも3月まで）が対象となります。（国Q&A25,26）

No.	分類	質問・確認内容	回答
8	事業内容	賃上げ事業の対象職員を確認したい。	<p>薬剤師、事務職員など薬局開設者と労働契約（雇用契約）を締結している者が対象となります。常勤・非常勤は問いません。</p> <p>ただし、管理薬剤師については、労働契約（雇用契約）があっても対象外です。</p> <p>また、薬局開設者（法人にあっては当該法人の役員、個人事業主にあっては当該個人）も対象外です。</p> <p><b>【対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師、事務職員その他の従業員（正社員、パート、常勤、非常勤を問わない。）</li> </ul> <p><b>【対象外】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理薬剤師</li> <li>・薬局開設者（法人にあっては当該法人の役員、個人事業主にあっては当該個人）</li> </ul> <p>※育休中の職員は、対象に含まれません。（国Q&amp;A18）</p>
9	事業内容	専従者として給与が支給されている場合は対象になるか。	専従者給与（個人事業主として働く家族に対して支払われる給与）は対象になります。
10	事業内容	6月以降に給与水準を下げることは可能か。	<p>一時金や特別手当で実施した賃金改善の水準と全く同じにする必要はありませんが、本事業は賃上げに必要な経費として給付金を支給し、これを確実な賃上げに繋げることを目的としているため、極端な配分はできません。また、4、5月に実施した賃金改善の水準と6月1日以降の賃金改善の水準は原則、維持・拡大していただきます。</p> <p>（国Q&amp;A15）</p>
11	事業内容	40歳以上の薬剤師は対象となるか。	この補助金を40歳以上の薬剤師の賃上げに充当していただく事は可能です。令和8年6月1日以降も賃上げしていただくことが前提となりますが、現在、40歳以上の薬剤師はベースアップ評価料の対象とすることが検討されておりません。
12	事業内容	一時金の支給を3月末までに行う必要があるが、給与の支払いが翌月払いの場合はどうすればよいか。	就業規則等で翌月払いとしている場合は、翌月（4月）に支払われるものを含めることも可能です。（国Q&A16）

No.	分類	質問・確認内容	回答
13	事業内容	ベースアップは全職員に対して行わなければならないのか。特定の職種だけでも可能か。 また、ベースアップする額が基準月（11月）より何パーセント上回らないといけない等の条件はあるか。	誰にどれだけ配分するかは薬局の判断になります。 また、基準月（11月）と比較して、どれだけ上回らないといけないといった条件はありません。 一部の職員に賃金改善を集中させる等、著しく偏った配分にならないよう留意してください。
14	物価支援	物価支援（1薬局85千円）は、ベースアップ評価料を届出しないと対象とならないのか。	ベースアップ評価料の届出は必要ではありません。令和7年4月1日以降、保険薬局の実績があれば支援対象になります。
15	その他	物価高騰対策支援金とこの事業とは異なるものなのか。重複して申請することもできるのか。	本事業は物価高騰対策支援金とは異なるため、対象であれば重複して申請することもできます。